

イベントスペースご利用までの流れ/使用規則

こちらは新規イベント開催時に適用される流れとなります。

すでに実施いただいているイベントは企画書不要となりますので、直接担当までお問合せください。
ただし、直近 6 ヶ月以内に開催されていない場合は、お手数ですが企画書の再送をお願いします。

(1) ご利用のお申込み

・原則使用月の 4 か月前より、原則メールにて受付いたします。

・初めて開催の場合は、イベント内容の実施可否を審査いたしますので、
FAX もしくは、メールにて企画内容の分かる資料をお送り下さい。

内容の分かる資料・情報を受領した後、こちらにて実施可否を
お伝えさせていただきます。

※実施不可の内容もございますので、予めご了承下さい。



お問合せ先：東急不動産 SC マネジメント(株) ノースポート・モール オペレーションセンター
045-915-7810 (受付時間：10:00~18:00)

[イベント事務局：npm_event@tokyuland-scm.co.jp](mailto:npm_event@tokyuland-scm.co.jp)

(2) 『催事企画書』のご提出

・実施可の連絡時に弊社フォーマットの『催事企画書』を添付致しますので、指定した期日までに FAX もしくは、メールにてご提出
いただくをお願いします。

※合わせて日程・諸条件の調整をさせていただきます。

・ご提出後、いただいたレイアウト・営業状況について一部修正して
実施いただく場合がございます。

・官公庁、保健所への届出・許可が必要な場合は、その旨をお伝え下さい。



(3) 本決定『一時使用書』のご提出

後日イベント担当者がお送りする本申込書『一時使用申請書』の取り交わしをさせていただきます。記載の誓約書内容をご確認いただき丸印ご捺印の上、原本を郵送にてお送りください。
捺印済みの一時使用申請書の確認をもって実施確定とさせていただきます。

(4) 『臨時入館申請書』のご提出

こちらは入館時に臨時入館証を発行するために必要な資料となります。**必ずイベント実施の 1 週間前までにご提出いただくようお願いいたします。**

(5) 使用料お支払い

使用料は、イベント実施 3 日前までに請求書にて指定口座へお振込みください。

※使用料：別途イベント担当よりご案内致します。

(6) イベント実施

搬入⇒設営⇒イベント実施⇒撤去⇒搬出⇒使用したイベントスペースの状況確認⇒実施報告

※搬出入については HP 上の資料『入館手続・搬出入について』を必ずご確認ください。

※実施報告は後日メールにて客数・総売上・予算比較をお教え下さい。

(7) その他利用上の注意

・原則営業時間外での搬出入をお願いしております。もし営業時間中での搬出入を例外的に認めた場合、イベントスペース全体を必ずベルトパーテーションでお客様が入れない状態にし、設営・撤去をお願いします。

・利用に際して、実施告知を行う場合は、事前に申し出て下さい。

・看板・POP 等を設置する場合は、予め当社の許可を得て、所定の場所へ設置してください。

また終了後は速やかに撤去して下さい。

・必要な物品や道具に関しては、申込者が準備して下さい。またそれらの搬入・搬出については事前に当社と協議し、指示に従って下さい。但し、その物に損傷・盗難・紛失等が発生した場合、当社は一切

の責任を負いかねます。

- ・利用中(搬出入時含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は、申込者側の負担となります。
また会場の安全確保・動線確保についても責任をもって行って下さい。
- ・利用中に、当社の建物・諸設備・備品等の破損や紛失があった場合、申込者の責任と費用負担により修理・復旧を行っていただきます。
- ・利用中は、準備・撤去時間を含め、現場責任者は会場に常駐して下さい。
- ・利用後のお客様とのトラブルに対して、当社は一切責任を負いません。
- ・駐車場をご利用の場合は、通常のお客様と同じく駐車料金が発生いたしますので、ご了承下さい。
- ・ご利用頂きました内容につきましては、写真を当施設ホームページ、当社が発行する情報誌などで掲載させて頂く場合がございます。

以下の項目に該当する場合は、利用を承認致しません。また使用中であっても中止させて頂く場合があります。その為に生じる損害の賠償は致しません。

- ・当社の承認がない行為。
- ・裸火の使用、危険物の持ち込み。
- ・法律に違反するもの、または公序良俗に反するもの、またはそれに類する行為。
- ・政治・宗教・思想の流布及び募金・署名・勧誘を目的とした利用。
- ・不特定者へのチラシ等の配布行為。
- ・アンケート等の調査を主目的とした利用。
- ・介助犬以外の動物を使うイベント等。
- ・使用の権利を他者に譲渡または転貸すること。
- ・当社のテナントの運営・お客様の通行・利便を阻害する行為。
- ・事前に届出なく、内容を変更した場合。
- ・当社の建物や設備を損傷、滅失させる恐れがある場合。
- ・関係官庁から中止命令が出た場合。
- ・その他、当社が必要と認める利用上の必要事項・指示に従って頂きます。

(8) 取材・撮影について

当館及びその周辺で取材・撮影を行う場合、記載の規則に加え、下記の注意事項の遵守をお願いします。

- ・料金は、応相談となります。
- ・大規模な取材・撮影については、お受けできない場合があります。

- ・撮影に際し、安全対策に必要な警備等が必要な場合は別途実費が発生します。
- ・営業を最優先とするため、それを妨げ、お客様の不便となるような取材・撮影行為はお断り致します。

※本規則は 2018 年 10 月に制定されたものであり、予告無しに変更する場合がございますので予めご了承ください